

2-2-1 所得に対する税（所得税・法人税・地方税）

Q 太陽光発電設備事業から生じる所得に対する税金について教えてください。

A 個人の所得に対して課される税は、国税である所得税、地方税である個人住民税・個人事業税となります。

法人の所得に対して課される税は、国税である法人税・地方法人税、地方税である法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税となります。

(I)

解説

1. 個人

(1) 所得税（国税）

個人の所得（もうけ）に対して課される税金で、税率は、所得金額に応じて5%～45%の超過累進税率となります。

(2) 個人住民税（地方税）

個人の住民税は、均等割と所得割の合計となります。

① 均等割 5,000 円

内訳

標準税率 4,000 円

復興特別税 1,000 円

② 所得割 10%

(3) 個人事業税（地方税）

37の業種を第1種事業、第2種事業、第3種事業に区分し、それぞれ標準税率が定まっています。

太陽光発電事業は、第1種事業に該当し、税率は5%となりますが、年290万円の事業主控除があるため、概ね、青色申告特別控除65万円の控除前所得金額が、290万円を超える場合に、その超える部分に対して課税されることとなります。

2. 法人

(1) 法人税（国税）

法人の所得（もうけ）に対して課される税金です。

税率（普通法人）は、以下の通りです。

			開始事業年度 H30.4.1～R3.3.31
普通法人	資本金 1 億円以下	年800万円以下	15%
		年800万円超	23.2%
	資本金 1 億円超		23.2%

(2) 地方法人税（国税）

法人の所得（もうけ）に対して課される税金です。地方法人税は、法人税額に以下の税率を乗じることによって求められます。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度 10.3%

(3) 法人事業税（地方税）

事業を行っている法人に対して課される税金です。

事業区分、法人の種類によって事業税の区分（所得割、付加価値割、資本割、収入割）、税率が異なります。

太陽光発電事業は、電気供給業に該当し、収入金額課税法人に該当します。ただし、太陽光発電事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の 1 割程度以下である場合は主たる事業の課税方式によって計算しても差し支えありません。

(4) 特別法人事業税・地方法人特別税（地方税）

特別法人事業税 →令和 1 年 10 月 1 日開始する事業年度から

地方法人特別税（地方税） →令和 1 年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度まで

法人事業税の申告納付義務のある法人に対して課される税金です。

基準法人所得割額又は基準法人収入割額に、税率を乗じて計算します。

・基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人事業税の所得割額（小売電気事業・発電事業に係る所得割額を除きます。）又は収入割額のことです。

(5) 法人住民税（地方税）

法人に対し、事務所又は事業所（以下、事務所等という）及び寮等の所在地の都道府県及び市町村が課税する税金です。

税額は、法人税の額に応じて算出される法人税割と、従業者数などによって算出さ

れる均等割の合計額となります。